

平成 20 年 度

昭 島 市 特 別 会 計 予 算 大 綱

（ 国 民 健 康 保 險 特 別 会 計
老 人 保 健 医 療 特 別 会 計
介 護 保 險 特 別 会 計
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計
下 水 道 事 業 特 別 会 計
中 神 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 ）

昭 島 市

平成 20 年度国民健康保険特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

国民健康保険は、国民皆保険を支える制度として市民の健康と医療の確保を図る基幹的な役割を担っている。医療費については、依然として高齢化の進行や医療の高度化などにより増え続けている。

本市の国民健康保険特別会計については、平成 14 年度から赤字決算となっており、この間、一般会計からの繰入金の増額や医療費の適正化、保健事業の推進など保険財政の健全化に努めてきたが、医療費の継続的な増加により収支の不均衡を解消するには至らず、依然として厳しい財政状況が続いている。

また、本年度は医療制度改革に伴い、保険者による特定健康診査並びに特定保健指導の実施が義務付けられるとともに、後期高齢者医療制度の創設や前期高齢者医療制度の導入などにより、保険財政の構造も大幅に変更されることとなった。

本年度の予算編成においては、増え続ける医療費と累積する赤字額に対応するため、保険税の改定による税収入の確保に加え、繰入金の増額を見込むとともに、今次の制度改革への適切な対応にも十分配意したところである。

今後においても厳しい財政運営が予想されることから、医療費抑制のために医療費適正化事業や特定健康診査等の保健事業の充実に努めるとともに、保険税の収納率向上のため、より一層、収納対策の取組みに努める。また、国においては保険者の再編・統合が検討されていることから、保険税の計画的な平準化や赤字額の縮減も検討していく必要がある。

予算の内容

本年度の国民健康保険特別会計の予算規模は、11,536,801 千円で前年度に比較して 682,449 千円(6.3%)の増となっている。この主な要因は、保険給付費の伸びや医療制度改革に伴う新たな高齢者医療制度の影響額、特定健康診査等の経費をそれぞれ見込んだことによるものである。なお、75 歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行するため、被保険者数については、33,900 人と算定するとともに、医療費である保険給付費については、平成 18 年度までの実績及び被保険者数を勘案し、7,665,021 千円と算定した。

1 歳 入

国民健康保険税は、後期高齢者医療制度の創設に伴う被保険者数の減や保険税の改定を勘案し、前年度に比較して 191,082 千円(6.7%)減額し、2,645,434 千円を計上した。

一部負担金は科目存置とした。

国庫支出金は、前年度に比較して 23,027 千円(1.0%)増額し、2,434,515

千円を計上した。この内訳は、国庫負担金 2,127,382 千円、国庫補助金 307,133 千円となっている。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費負担に係る交付金で、前期高齢者医療制度により退職被保険者が一般被保険者へ移行し退職被保険者の医療費負担が大幅に減少するため、前年度に比較して 1,158,095 千円(46.6%)減額し、1,328,423 千円を計上した。

都支出金は、前年度に比較して 10,530 千円(2.1%)増額し、512,941 千円を計上した。

前期高齢者交付金は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をすることになり、前期高齢者の医療費負担が多い国保保険者などに交付されるもので 1,599,414 千円を計上した。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金で、前期高齢者医療制度により、退職被保険者が一般被保険者へ移行し事業規模が拡大するため、前年度に比較して 294,876 千円(24.8%)増額し、1,482,548 千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業費 233,355 千円、保険財政共同安定化事業費 1,249,193 千円となっている。

財産収入は、科目存置とした。

繰入金は、前年度に比較して 106,000 千円(7.5%)増額し、1,526,001 千円を計上した。この内訳は、一般会計繰入金については保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、その他一般会計繰入金を合わせて 1,526,000 千円、基金繰入金については科目存置となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度に比較して 21 千円(0.3%)減額し、7,522 千円を計上した。この内訳は延滞金、加算金及び過料 5,000 千円、預金利子 10 千円、雑入 2,512 千円となっている。

連合会支出金は、保健師による訪問指導事業に係る補助金で、医療制度改革に伴う保険者による特定保健指導事業の実施より補助金が廃止となったため計上しないものとした。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して 39,566 千円(17.1%)減額し、192,332 千円を計上した。この内訳は総務管理費 135,198 千円、徴税費 57,134 千円となっている。なお、性質別の内訳では、人件費 136,976 千円、物件費 55,356 千円となっている。

保険給付費は、最近の医療費の動向等を勘案し、前年度に比較して 736,227 千円(10.6%)増額し、7,665,021 千円を計上した。この内訳は、療養諸費 6,895,509 千円、高額療養費 681,172 千円、移送費 240 千円、出産育児諸費 70,000 千円、葬祭費 12,000 千円、結核・精神医療給付金 6,100 千円となっている。

介護保険納付金は、前年度に比較して 48,416 千円(8.2%)減額し、539,790 千円を計上した。

老人保健拠出金は、医療制度改革に伴い老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に移行することにより 1 ヶ月分の拠出となるため、前年度に比較して 1,665,655 千円 (86.4%) 減額し、262,291 千円を計上した。

共同事業拠出金は、高額医療費共同事業に係る拠出金と保険財政共同安定化事業に係る拠出金並びにそれら事業に係る事務費で、歳入の交付金と同様に事業規模が拡大するため、前年度に比較して 316,613 千円(27.6%)増額し、1,462,132 千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業費 237,877 千円、保険財政共同安定化事業費 1,223,925 千円、事務費 330 千円となっている。

後期高齢者支援金等は、老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に移行することにより、全医療保険者が後期高齢者医療費の 4 割に相当する額を支援金として拠出することになったため、1,311,154 千円を計上した。

前期高齢者納付金等は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をするにあたり、その経費負担分として 3,205 千円を計上した。

保健事業費は、特定健康診査並びに特定保健指導事業の実施経費を新たに見込み、前年度に比較して 68,863 千円 (318.4%) 増額し、90,494 千円を計上した。

基金積立金は、科目存置とした。

公債費は、180 千円を計上した。

諸支出金は、7,201 千円を計上した。

予備費は、3,000 千円で前年度と同額を計上した。

平成 20 年度老人保健医療特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

老人保健医療は、各種医療保険からの拠出金に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付金と国、東京都及び市からの公費負担により原則 75 歳以上の高齢者を対象に医療の給付を行ってきた。

しかし、近年の高齢化の進展と老人医療費の増大に対応し、平成 18 年 6 月、政府は老人医療費の一層の適正化を図り持続可能な保険医療制度を構築することを目指して、健康保険法等の一部改正を行った。この改正により、老人保健医療制度は平成 20 年 3 月を以って廃止され、4 月からは医療費の抑制と世代や保険者間の負担の公平を確保する新たな医療制度として後期高齢者医療制度が創設されることになった。

老人保健医療制度は廃止されるが、本会計は老人医療費の清算のために、平成 22 年度までの 3 年間は存続されることになっている。

予算編成にあたっては、本年 3 月診療分及びその後に見込まれる清算分の医療費の的確な把握と適正な給付に努めるとともに、効率的な清算事務に努めて経費の削減にも十分配慮するものとした。

予算の内容

本年度の老人保健医療特別会計の予算規模は、817,579 千円で、前年度に比較して 5,722,931 千円（87.5%）の減となっている。この主な要因は、老人保健医療制度の廃止に伴い、医療給付の計上を大幅に減じて 1.5 か月分に留めたことによるものである。なお、医療費については、受給対象者を 9,300 人、1 人当たり医療費を 700 千円と見込み、1 月分の医療費と過誤調整分を合わせて 813,750 千円と算定した。

1 歳入

歳出における医療給付費の法定負担割合に基づき、支払基金交付金については 440,272 千円、国庫支出金については 251,432 千円及び都支出金については 62,858 千円とそれぞれ見込んだ。

一般会計繰入金は、前年度に比較して 441,000 千円（87.5%）減額し、63,000 千円を計上した。

諸収入は、歳計現金の預金に係る市預金利子を 10 千円計上し、他は科目存置とした。

2 歳出

医療費及び審査支払手数料からなる医療諸費は、1 月分の医療費と過誤調整分の算定により、前年度に比較して 5,721,981 千円（87.5%）減額し、817,375 千円を計上した。

公債費及び諸支出金は科目存置とし、予備費は 200 千円を計上した。

平成20年度介護保険特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

介護保険は、少子高齢社会を迎え、介護が必要な高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者の地域での生活を支援する制度として、平成12年度に創設された。

しかし、介護費用の負担が急増する中で制度の持続可能性を確保するため、平成18年4月から介護保険は、高齢者ができる限り要介護の状態にならず、住みなれた地域で生き生きと暮らせるように介護予防重視型システムへと転換された。

本年度も、介護予防の重視を基本にして、引き続き軽度の介護認定者を対象とした予防給付と、介護認定を受けていない高齢者を対象とした地域支援事業を実施するとともに、地域包括支援センターの充実を図りつつ、介護予防事業を推進する。

介護保険事業は、3年を期間とする事業計画により運営されるが、本年度は第3期事業計画の最終年度にあたるため、次期事業計画の策定に取り組む。

また、特定高齢者把握事業における生活機能評価については、本年度から地域支援事業として実施していくものとなった。

本年度の予算については、地域支援事業費の増加と第3期事業計画及び前年度の保険給付実績に基づいて、増加する介護費用に対応し必要な保険給付の確保を図るとともに、保険料の激変緩和措置の継続を踏まえつつ、事業運営に要する経費の縮減など保険財政の均衡にも配慮して予算編成を行った。

予算の内容

本年度の介護保険特別会計の予算規模は、5,285,087千円で、前年度と比較して278,238千円(5.6%)の増となっている。この主な要因は、介護保険事業計画において見込んだ平成18年度から3年間の総保険給付費と前年度保険給付実績を基礎として保険給付費を前年度比5%の増で見込むとともに、新たに特定高齢者把握事業の経費を地域支援事業費で見込んだことによるものである。

1 歳入

保険料(第1号被保険者の保険料)は、前年度と比較して56,923千円(5.7%)増額し、1,063,110千円を計上した。これは、前年度の賦課徴収実績及び高齢者人口の推計から算出したものである。

国庫支出金は、前年度と比較して60,653千円(5.9%)増額し、1,095,880千円を計上した。その内訳は、保険給付費の国の負担割合20%から算出した国庫負担金869,980千円及び調整交付金や地域支援事業交付金などの国庫補助金225,900千円となっている。

支払基金交付金は、前年度と比較して84,639千円(5.8%)増額し、1,547,839千円を計上した。これは、第2号被保険者の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費見込額に対する負担割合31%から算出した交付金1,523,232千円と、地域支援事業への交付金24,607千円である。

都支出金は、前年度と比較して43,522千円（6.2%）増額し、749,052千円を計上した。その内訳は、保険給付費の負担割合から算出した都負担金726,956千円及び地域支援事業に対する補助金22,096千円となっている。

財産収入は、介護保険給付事業運営基金利子として100千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金を前年度と比較して32,400千円（4.1%）増額し、827,000千円を計上した。その内訳は、保険給付費と地域支援事業に係る負担分636,302千円及び人件費・事務経費等の190,698千円となっている。

繰越金は科目存置とし、諸収入は2,104千円を計上した。

2 歳 出

総務費は、総額191,797千円で、前年度と比較して3,321千円（1.7%）の減となっている。その内訳は、総務管理費130,637千円、徴収費8,460千円、介護認定審査会費51,554千円等である。

歳出予算の93.1%を占める保険給付費は、介護サービスの増加を見込み、前年度に比較して233,650千円（5.0%）増額し、総額4,913,650千円を計上した。その内訳は、在宅及び施設給付費としての介護サービス費4,445,050千円、居宅給付が主である介護予防サービス費161,000千円、高額介護サービス費100,250千円、特定入所者介護サービス等費200,150千円等である。

財政安定化基金拠出金は、東京都介護保険財政安定化基金への拠出金として1,361千円を計上した。

地域支援事業費は、139,498千円を計上した。その内訳は、介護予防事業費が79,378千円、包括的支援事業・任意事業費が60,120千円となっている。

基金積立金は、100千円を計上した。

公債費は、平成17年度の借入金の償還分等として34,779千円を計上した。

諸支出金は、2,902千円計上した。

予備費は、前年度と同額の1,000千円を計上した。

平成20年度後期高齢者医療特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化社会を迎え、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、これまでの老人保健医療制度に代わり、高齢者と現役世代の負担を明確にして公平で分かり易い医療制度として創設されるもので、これまでの老人保健医療制度に代わり、独立した制度として本年4月からスタートすることになった。

この制度は、都内62市区町村で構成される東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となって医療費の支払や保険料の賦課等を行い、市区町村は保険料の徴収事務や窓口事務等を担っていくものである。

新制度の導入に当たっては、後期高齢者が円滑に医療給付を受けることができるよう市民への周知に努めるとともに、保険証の交付や保険料の徴収事務等に遺漏が無いように万全な体制を構築していくものとする。

後期高齢者医療特別会計については、平成20年度から新たに設置するもので、本市が徴収すべき後期高齢者医療保険料や負担すべき療養給付費負担金にかかる一般会計繰入金などの収入と東京都後期高齢者医療広域連合に支出する療養給付費負担金のほか、保険料の軽減措置にかかる特別対策費等を含めた広域連合納付金などの歳出を計上している。

予算の編成にあたっては、新制度の円滑な導入と事務の執行が図られるよう必要な経費を計上するとともに、事業運営に要する経費の縮減などにも配慮したところである。

予算の内容

本年度の後期高齢者医療特別会計の予算規模は、1,449,452千円となった。この主な要因は、広域連合へ納付すべき保険料負担金、療養給付費負担金や保険基盤安定負担金などの広域連合納付金の計上によるものである。

なお、医療費の給付や保険料の賦課等については後期高齢者医療広域連合が行うこととされている。また、予算額の計上に当たっては、東京都後期高齢者医療広域連合の積算値を基本にし、本市における被保険者数は9,581人と見込んでいる

1 歳 入

後期高齢者医療保険料は、658,904千円を計上した。これは、後期高齢者を9,581人と見込み、2年間の時限措置として実施される低所得者対策を含めた保険料の軽減措置を考慮して算出したものである。

広域連合支出金については、東京都後期高齢者医療広域連合から健康診査費の委託金として交付されるもので、健康診査事業費の国庫補助金等から算出された額を算定し、4,535千円を計上した。

繰入金については、一般会計からの繰入金として786,000千円を計上した。その内訳は、療養給付費繰入金490,080千円、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金121,388千円及び事務費等繰入金174,532千円となっている。

諸収入については、総額13千円を計上した。この内訳として、延滞金、還付加算金及び雑入についてはそれぞれ科目存置とするとともに市預金利子については10千円を計上している。

2 歳 出

総務費は、総額39,929千円を計上した。内訳としては、職員の給料等の総務管理費31,719千円、保険料の徴収経費として徴収費8,210千円である。

広域連合納付金は、総額1,357,132千円計上した。この内訳としては、医療給付費の定率（1/12）負担分である療養給付費負担金490,080千円、被保険者の保険料相当分の保険料負担金658,904千円、低所得者に対する保険料軽減分である保険基盤安定負担金121,388千円、事務費負担金39,160千円及び保険料軽減措置負担金47,600千円となっている。（なお、保険料軽減措置負担金は、東京都後期高齢者医療広域連合が実施する保険料軽減対策に伴うもので、この内容は、審査支払手数料分21,956千円、財政安定化基金拠出金分6,149千円、保険料未収金補てん分13,568千円及び保険料所得割額減額分5,927千円となっている。）

保健等事業費は、総額50,390千円を計上した。内容としては脳ドック利用補助事業費を含む健康診査事業費23,390千円及び葬祭費27,000千円である。

諸支出金は科目存置とし、予備費は2,000千円を計上した。

平成 20 年度下水道事業特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

公共下水道は、健康で快適な市民生活を営むうえで欠くことのできない都市の基幹的施設であるとともに水辺環境の水質保全のためにも欠くことのできない重要な施設である。本市の下水道事業は、市内全域の污水管整備をほぼ達成したものの、雨水処理については毎年市内の各所で浸水被害なども発生しており、早期の幹線管渠の整備とともに枝線の面的整備が期待されている。

このため、平成 20 年度も前年度に引き続き実施計画に基づいて国庫補助の対象となる主要雨水幹線の整備を中心に事業を進めるものとする。また、下水道事業の計画的な整備等を行うため、この先 10 年の下水道施策の方向性及び具体的施策の考えを示す「下水道中期ビジョン」を策定する。さらに、地域防災計画に沿った対策のため、「下水道地震対策緊急整備計画」の策定及び郷地ポンプ場耐震診断調査業務委託事業を行い、大規模地震に備える。

歳入については、根幹をなす下水道使用料について、公債費負担が年々減少をしていくことを踏まえ、平成 19 年度の使用料改定について行わないものとしたものの、大口使用者の使用量の落ち込みもあり、減少傾向に転じたため、微減とした。

平成 20 年度の下水道事業特別会計予算は、こうした考え方に立って、下水道の普及により快適に暮らせる生活環境の維持・向上を目指し、引き続き污水处理費に見合う下水道使用料収入の確保に努力するとともに、優先する雨水幹線整備を基本として予算編成を行った。

予算の内容

本年度の予算規模は前年度に比較して 72,644 千円（2.5%）減の 2,844,239 千円となった。予算編成にあたっては、雨水幹線整備の早期実現のため管渠建設費に重点配分しているが、本年度は工事量の増加から対前年度比 4.3%増の 483,686 千円とした。また、流域下水道費は、老朽化した多摩川上流水再生センターの設備更新が平成 16 年度から実施されているが、本年度は工事量の減少から対前年度比 41.6%減の 51,561 千円となっている。

1 歳入

歳入の特徴としては、国庫支出金、繰越金、市債の増、分担金及び負担金、使用料及び手数料、都支出金、繰入金の減等で、主な歳入は次のとおりである。

分担金及び負担金は、残堀川第 3 排水区枝線工事に伴う福生市からの負担金等で、本年度は 18,224 千円（25.5%）を減額し、53,221 千円を計上した。

使用料及び手数料は、大口使用者の使用量の落ち込みがあることから、6,770 千円（0.4%）減額し、1,793,314 千円を計上した。

国庫支出金は、雨水管渠の築造工事に係る補助金であるが、工事費が増額に

なったことと新規対象事業を実施することで、前年度に比較して1,000千円(0.5%)増額し、196,000千円を計上した。

都支出金も、同様の補助金であるが、国庫支出金の対象で都支出金の対象にならない事業があるため、前年度と比較して350千円(3.6%)減額し、9,401千円を計上した。

繰入金は、流域下水道費及び公債費等が減少したことに伴い、前年度に比較して70,000千円(12.0%)減額し、515,000千円を計上した。

繰越金は、ここ2・3年の状況から、前年度に比較して10,000千円(50.0%)増額し、30,000千円を計上した。

市債は、公共下水道債が増加したことから、前年度に比較して11,700千円(5.0%)増額し、244,300千円を計上した。

2 歳 出

歳出については、雨水管整備に要する事業費と、汚水処理等に係る維持管理経費で、主な歳出は次のとおりである。

総務費は、職員構成の変化による人件費の減少等があるため、前年度に比較して9,876千円(4.2%)減額し、224,695千円を計上した。内訳は、人件費が111,802千円(前年度比8,743千円7.3%減)、下水道使用料徴収委託料が76,400千円(前年度比6,731千円8.1%減)、公課費が25,171千円(前年度同額)等である。

事業費は、2件の雨水幹線工事に加え、新規に2件の地震対策関連事業を実施することもあり、前年度に比較して7,174千円(0.6%)増額し、1,214,788千円を計上した。内訳は、管渠維持費が679,541千円(前年度比23,932千円3.7%増)、管渠建設費が483,686千円(前年度比19,895千円4.3%増)、流域下水道費が51,561千円(前年度比36,653千円41.6%減)である。

公債費は、前年度末に補償金免除繰上償還の実施をすることで、前年度に比較して69,942千円(4.8%)減額し、1,401,756千円を計上した。内訳は、元金の償還額が1,049,695千円(前年度比18,133千円1.8%増)、利子の償還額が352,061千円(前年度比88,075千円20.0%減)である。

主要な施策

本年度の主な事業としては、福生市関連事業の残堀川第3排水区枝線工事において、継続して美堀町3丁目(市道昭島30号)の区間373mを実施する。

また、東部1号幹線築造工事についても、継続して武蔵野2丁目(市道昭島11号)の区間213mを実施する。

管渠等の適切な維持管理をしていくためと地震等の災害に備えるため、「下水道地震対策緊急整備計画」の策定及び郷地ポンプ場耐震改築診断調査業務委託事業を実施していく。

「下水道中期ビジョン」を策定することにより、引き続き適正な維持管理経費の執行と汚水処理経費回収率の向上に努め、更なる健全経営を目指していく。

平成 20 年度中神土地区画整理事業特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

昭島都市計画中神土地区画整理事業第二工区は、昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会で合意された「基本計画」に基づき、「すみよいまちづくり」に向け、第二工区を駅前・北・西の三つのブロックに分割し、現在、駅前ブロックの事業を施行している。

平成 20 年度においても引き続き、道路、公園、駅前広場等の公共施設整備のための道路築造等工事及び仮換地指定後の街区・画地に建築物・工作物を収めるための建築物等移転補償に重点をおき市街地の造成を図る。

第二工区駅前ブロックの中神駅北口駅前広場及び都市計画道路 3・4・15 号は、沿線の各宅地への歩道部の電線類地中化を進め、景観、環境に配慮した歩道部のブロック舗装等整備を実施する。また、円滑な交通を確保するため都市計画道路 3・4・9 号に接道する道路整備を実施する。

西ブロック内の都市計画道路 3・5・4 号は、事業用地の取得に努めるとともに、既に用地を取得した部分の道路整備を進め、幹線道路及び駅前ブロック事業を中心とした予算編成を行った。

予算の内容

本年度の予算規模は、789,509 千円で、前年度(1,132,560 千円)に比較して、343,051 千円(30.3%)の減額となっている。

主な減額の理由としては、事業費のうち工事請負費(都市計画道路 3・4・9 号築造工事及び都市計画道路 3・4・15 号(中神駅北口駅前広場築造工事等)の減によるものである。

1 歳 入

都支出金は、29,001 千円で、前年度に比較して 320,450 千円(91.7%)の減額の計上とした。

一般会計からの繰入金は、都市計画道路 3・5・4 号等整備のための事業用地取得費を含め、619,500 千円で、前年度に比較して 6,500 千円(1.0%)の減額の計上とした。

保留地処分金は、138,000 千円で、前年度に比較して 16,100 千円(10.4%)の減額の計上とした。

2 歳 出

総務費は、115,001 千円で、前年度に比較して 9,504 千円(7.6%)の減額の計上とした。

事業費は、都市計画道路 3・5・4 号等整備のための事業用地取得費を含め、671,480 千円とし、前年度に比較して 334,684 千円(33.3%)の減額の計上とし

た。内訳は、調査設計費 21,250 千円、工事費 167,130 千円、事業用地取得費 190,100 千円、及び補償費 293,000 千円である。

主要な施策

第二工区駅前ブロック事業については、引き続き早期完了に向け、建築物等の移転を行うとともに、都市計画道路 3・4・15 号（中神駅北口駅前広場含）の各宅地への電線類地中化及び歩道舗装工事、区画道路等の整備を行う。

また、区画整理事業との整合性を図る中で、西ブロック内の都市計画道路 3・5・4 号整備のための事業用地取得に努めるとともに、既に用地を取得した部分の道路整備を進め、早期、第二工区内の幹線道路のネットワーク化を目指していく。